

第19回東京都環境審議会総会

平成13年11月30日

○横山会長 それでは、第19回東京都環境審議会を開催させていただきます。

各委員におかれましては、お忙しい中、また夜間にもかかわらずご出席いただきましてまことにありがとうございます。

本日お願いいたします審議は、今年の12月、都知事から「東京都環境基本計画のあり方について」という諮問をいただきました件でございます。本件は企画政策部会のほうに付議させていただきます、審議・ご検討をいただき、8月末、第17回の本審議会におきまして、中間のまとめについてご審議いただき、ご了承いただいたところです。その後、9月に都民の意見を求めまして、審議会の各委員からいただきましたご意見をもとに、また企画政策部会、環境基本計画分科会のほうで改めて最終のご検討をいただきまして、ここにご報告をいただくことができたわけでございます。

本日は、そのご報告につきましてご審議をいただきまして、その結果をもちまして知事のほうに答申するというにさせていただきますと思います。

それでは、審議に先立ち、定足数の確認等々、事務的な確認事項をお願いいたします。

○木村計画担当課長 それでは、事務局から、本日の出席についてお知らせいたします。

ただいまご出席の委員は13名でございます、審議会規則に定めます定足数である過半数13名に達していることをご報告いたします。以上でございます。

○横山会長 それでは、本報告の審議に当たられました企画政策部会の部会長でいらっしゃいます磯部委員から、審議経過及び結果につきましてご報告をいただきます。磯部先生、よろしくお願いします。

○磯部委員 はい、かしこまりました。

お手元でございます資料2でございますが、これが環境基本計画のあり方についての答申案本体でございます。後ほどご説明は資料3の概要版等を用いてされるかと思いますが、ちょっと念のため、この本体の資料2の95ページに、今お話のありました企画政策部会委員名簿と、その中で特に設置されました基本計画分科会委員名簿がございます。この方々にご協力をいただきまして、何とか本日の取りまとめまでに至ったということになります。

その検討経過につきましては、次のページ、96ページに、今、会長からお話がございましたように、本年2月7日の第1回企画政策部会以来、これだけの回数の分科会を開いていただきまして、中間まとめ段階で部会を開き、この審議会を開き、さらにそれ以降、10月以降、分科会あるいは企画政策部会、これは拡大の形態で行いましたけれど、こういう審議経過を経まして、本日の答申案の取りまとめ作業をいたしたということでございます。

以上の経過を見てもおわかりのとおりでございます、この取りまとめに当たりましては、主として環境基本計画分科会の花木先生に大変ご苦勞をお願いいたしましたので、花

木先生からご説明をお願いしたいと思います。

○花木委員 ただいまご紹介いただきました分科会座長の花木でございます。

それでは、これから東京都環境基本計画のあり方についての答申案についてご説明をさせていただきます。

お手元の資料2、資料3が本日の説明資料であります。大きく中を分けると、1ページにありますように、第1部として「東京都環境基本計画の改定にあたって」ということで、そもそもどのような経過で改定したか、また、基本理念はどういうものであるかということを中心に述べまして、今度は3ページから「分野別目標と施策の方向」ということで、さまざまな自動車公害対策であるとか、有害化学物質等々、重要と思われる問題について、ここで現在の状況及びこれからの施策の方向について計画論を展開しております。

それがずっと第2部で、そこが主たる部分になるわけですがけれども、今度は10ページに参りまして、「環境の危機克服に向けた行動を推進する仕組み」になります。これはどういうことかといいますと、第2部までは、何が問題でこうすべきだということを行っているわけですがけれども、実際にどのような仕組みでそれを推進していくか。これが計画としては非常に重要なので、これを10ページ、11ページに持ってきたということでございます。

そして、12ページに「環境の保全に関する配慮の指針」というものをここに設けました。環境基本条例の中にも環境基本計画には配慮の指針を定めるということが書いてありますので、ここは重要な部分でございます。

そして第5部は、この環境基本計画自身をどう点検し、見直していくかという点について、短いながらもまとめております。

およそそのような構成になっております。

この内容の詳細については、事務局から、おそらく資料3をお使いになってご説明いただくということになるかと思いますが、それでは、このご説明、お願いいたします。

○大野企画課長 企画課長の犬野でございます。ご説明を申し上げます。

ただいま花木部長からご説明いただきましたように、資料2と資料3を使いましてご説明を申し上げます。

まず、資料2をごらんください。

1枚おめくりいただきますと目次がございます。

8月の末日に中間報告を公表いたしました。主に中間のまとめとの違いからご説明申し上げますけれども、第1部は「東京都環境基本計画の改定にあたって」という部分でございます。ここで基本理念等について解説されています。ここはやや中間のまとめからプラスをした部分でございます。

第2部が「分野別目標と施策の方向」という部分でございますが、ここは中間のまとめでは、地球温暖化など6つの重点分野に絞りまして問題提起をした部分でございますけれども、今回最終の答申案においては、後で申し上げます基本構成に沿いまして、3つの章

別に再構成をいたしています。幾つか新しくつけ加えた内容がございますが、中心の内容につきましても、中間のまとめを踏襲しております。

それから、1ページおめくりいただきまして、第2章、第3章は、今申し上げた内容が続いております。

第3部「環境の危機克服に向けた行動を推進する仕組み」という部分でございますが、ここは基本的には中間のまとめの内容を継承している部分でございます。

次のページの第4部が「環境の保全に関する配慮の指針」という部分でございますが、ここは新たに最終報告としてつけ加えている部分でございます。

第5部は、非常に簡単でございますけれども、「計画の点検と見直し」という内容でございます。

本日のご説明は、今申し上げましたように、骨格となる第2部につきましても、基本的に中間のまとめを継承しておりますし、それから、本日の答申案につきましても、事前に委員の皆様方にはご送付申し上げてありますので、時間の関係もありますから、資料3の概要を使いまして、要点を全体的にご説明申し上げたいと思います。

では、資料3をごらんください。

ページを1ページおめくりいただきますと、第1部の概要でございます。

第1部は3つの節で構成しておりますが、まず第1節は、「改定の背景」という部分でございます。なぜ環境基本計画を改定するのかという部分でございます。

現在の環境基本計画は、平成9年3月、5年ほど前に作成したものでございます。それからさらに大きな変化がございまして、1つは、客観情勢で地球温暖化の進行など、環境の危機の深まりが一層明確になったという部分がございます。

第2点といたしましては、客観情勢だけではなくて、実際的な取組に関しましても、例えば、東京都がディーゼル車NO作戦を始めるなど、現在の基本計画に書いた内容よりも先んじた行動を展開したということがございます。

こうして客観・主体情勢、両方の変化を踏まえますと、やはり新しい基本理念のもとに新たな基本計画の策定の必要があるという認識を持っております。

では、第2節でございますが、では、その改定基本計画に据えるべき基本理念はどういうものであるべきかということがございます。

結論的には、この1ページ目の一番下に書いてございますが、4のところでございますけれども、「健康で安全な環境の確保と持続可能な社会への変革を、東京から実現する」、こういう基本理念をここで提起をしております。

第2節の1、2、3で、なぜこれが出てくるのかということを書いたわけでございますが、段階を追って申し上げますと、まず1番ですけれども、東京は今、どういう環境の危機にあるのかという認識でございますが、2つの種類の危機に直面している。1つは、都民の健康と生活の安全を脅かす直接的な危機であるということ、大気汚染でございますとか、化学物質の氾濫、こういう認識をしております。もう1つは、直ちに生活と安全を

脅かす直接的な危機ではないけれども、都市と地球の持続可能性という点で非常に大きな問題がある。地球温暖化でございますとか、ヒートアイランドの問題があるという認識でございます。こういった2つの危機がありまして、これを含めて東京では非常に深刻であるという認識をまとめています。

2つ目に、では、どういうふうな社会システムを目標とするのかということですが、ここでは環境配慮が内在化された社会システムの実現が必要であると述べております。かつては、環境か経済という二元論がございましたが、今日においては、環境を維持しなければ経済自体が成立しないんだということで、環境配慮が内に含まれた社会システムが必要なんだという問題提起をしております。

3点目では、環境施策において東京はどういう責務を負っているのかという問題でございます。ここでは2つの点がございまして、1つは、東京自身の都市活動は非常に高密度でありますので、そこから生じる環境負荷が非常に大きいということで、単に東京だけではなくて、首都圏、広くは地球全体にも及んでいる。したがって、東京都は地球規模の環境問題に対しても取組が必要になっているという点が1つ。もう1つは、国の環境施策はなかなか展開が不十分なところが多いわけでございますので、国の施策が不十分な場合には、国に先んじて施策を展開する必要があるんだと、こういう認識を持っています。

以上のような認識に立ちまして、先ほど申し上げました「健康で安全な環境の確保と持続可能な社会への変革を、東京から実現する」と動きのある基本理念を提案しているということでございます。

2ページをごらんください。

では、そうした基本理念のもとに、どのような役割を環境基本計画が果たすべきかということで、その内容に何をに入れるべきかということで、大きく3つの要素があるだろうということでございます。

まず1が、分野ごとの目標と施策の方向ということで、先ほどの基本理念をブレークダウンしまして、3つの基本目標を設定しております。

1つ目が、健康で安全な環境の確保という目標でございます。

2つ目が、都市と地球の持続可能性の確保という目標でございます。

3つ目が、自然環境の保全と再生という目標で、こういう3つの分野に分けてございます。

目標の達成年次でございますけれども、これは中間のまとめと同じでございますが、東京都全体の基本構想でございます東京構想2000というのがございまして、それが2015年を目標年次としておりますので、それと整合性をとりまして、基本計画も2015年という目標年次を設定しております。それも1つのコンポーネントでございます。

2つ目は、いわゆるそうした施策を推進していく仕組みをどうするのかということでございまして、ここでは都市づくりでございますとか、産業施策、税制など、狭義の、狭い意味の環境行政だけではなくて、広い意味での環境行政と申しますか、都政の総合力を生

かしてやっていく必要があるんだという認識を述べております。同時に、そういう仕組みがあるということでありまして、特に都市づくりを中心とした環境配慮の指針を示すことが必要であるということ提起しております。

3つ目のコンポーネントといたしましては、重点課題に対する具体的なプログラムということございまして、基本計画でございますから、申し上げましたように2015年というかなり長期のスパンで目標を設定するわけでございますが、現在の環境の危機の進行を考えますと、単に長期的に取り組むというだけではなくて、ものによってはかなり集中的に短期的に取り組む必要もある。そうした内容も提起をする必要があるだろうという指摘をしております。ただ、今回のご答申では、その部分は行政計画のほうに譲ってありまして、ここでは必要があるという内容でございます。以上が第1部の内容でございます。

続きまして、3ページから第2部でございます。「分野別目標と施策の方向」という中身でございます。ここは、先ほど申し上げました3つの基本目標に沿いまして、3つの章ごとに記述をしております。

まず第1章が「健康で安全な環境の確保」という部分でございます。ここでは、具体的な目標として3つの内容をまず掲げておりまして、これはいずれも大気汚染にかかわることでございますが、まず最初が、浮遊粒子状物質の環境基準を、2010年度までにすべての測定局で達成するという内容でございます。現行の業務計画は、S P M（浮遊粒子状物質）については、達成年次を明確にしておりませんが、今回初めてこれを2010年度という目標を設定いたしました。

2点目が、二酸化窒素の環境基準を、2005年度までにすべての測定局で達成するという内容ございまして、これは現行の環境基本計画をそのまま維持しております。

3点目が、ベンゼンでございまして、これは新規の設定ですが、2005年度までに達成するという目標を提起しております。

具体的施策の内容でございますが、まず第1節は、自動車公害対策でございます。

施策の方向が大きく3つに分かれまして、まず第1の柱が、ディーゼル車を中心とする排出ガス規制の徹底という部分でございます。ここは昨年改正いたしました環境確保条例で新たなディーゼル車規制を導入いたしましたので、この徹底を中心にして進めていくという内容でございます。ディーゼル車から非ディーゼル車、L P G、ガソリン、C N G、これらへの転換という柱、それから、ディーゼル車であっても今後開発される粒子状物質（P M）の排出の少ないものへの対応を進めていく。それから、代替につきましては、D P Fでございますとか、酸化触媒でございますとか、そういう装置を装着していく。そのためにも低硫黄軽油の早期供給をしていく。あるいは国の排ガス規制を強化していく、こういう内容について記載をしております。

第2の柱でございますが、次世代技術による自動車低公害化の推進ということで、さらに徹底してきれいな低公害車の供給を促進していく必要があるということでございます。ここは2つの内容ございまして、1つ目が、自動車の低公害化を実現する燃料供給の拡

大ということでございます。先般、50ppmの低硫黄軽油の供給が2003年4月から決まりましたが、ここではさらにその後、10ppmの超低硫黄軽油を供給するんだという記載をしております。もう1つは、燃料電池自動車の開発促進ということで、この問題についても触れております。

それから、自動車公害対策の3つ目の柱でございますけれども、自動車への依存を減らす都市づくりということでございまして、単体規制も進めていくわけでございますが、同時に交通量の抑制についても取り組みませんと、なかなか施策の効果が十分に出ませんので、ここでは開発に伴う発生集中交通の事前評価をしていくこと、ロードプライシングの検討を進めていくこと等々、都市づくりの面から自動車への依存を減らしていくという方針を提起しております。

4ページは、第1章の2つ目の柱でございますが、「有害化学物質対策の推進」という部分でございます。先ほど申し上げましたSPM、二酸化窒素、ベンゼンにつきましても、第1節では、移動発生源、自動車からの取組を述べましたが、ここでも共通しているものがございます。目標としては、両方にかかわることでございますが、重複は割愛しております。ここではそれ以外の目標、6つの目標について記載をしております。

まず1つが、ダイオキシンでございますが、大気中のダイオキシン類に係る環境基準が達成されている状態を維持しつつ、今後も引き続き濃度の低減を目指すという目標でございます。

2つ目は、摂取量でございますが、2015年度までに都民の1日当たりの摂取量を1pgTEQ/kg/dayにすることを旨とするという目標でございます。

3点目は、土壌汚染でございますが、土壌汚染の未然防止を図るとともに、発見された汚染土壌の適切な処理を図るという中身でございます。

4点目は、地下水でございますが、地下水の水質汚濁につきまして、すべての測定項目に関しまして全地点での環境基準の達成を目指すということでございます。

5点目は、PCBでございますが、2010年度までに都内に保管されているPCB廃棄物の無害化処理を完了するという目標でございます。

最後は、水質汚濁の関係でございますが、水質汚濁に係る「人の健康の保護に関する環境基準」が常時達成されている状態を目指す、こうした目標をここでは掲げてございます。

このための施策の方向でございますが、これも大きく言って3つの方向からこれらをやっているということでございます。

まず1つは、有害化学物質の規制、監視の強化ということでございまして、既に有害性が明らかになっているもの、これは法律や条例によりまして規制を徹底していく、あるいは監視を強化していこうということでございます。特にPM2.5につきましても、ディーゼル車の規制をやっているわけでございますが、これに加えまして、固定発生源の対策も非常に重要でございますので、工場・事業所等から発生する炭化水素の排出抑制をする。炭化水素が大気中で二次生成をいたしましてPM2.5になりますので、その抑制をしていくと

いう内容について記載をしております。

2つ目の柱でございますけれども、予防原則とリスク・コミュニケーションというものでございます。化学物質が非常に大量にございまして、有害性が明確なものは、先ほども申し上げましたように規制の徹底をやっていけばいいわけでございますが、必ずしもまだ明解に黒とわからないものがございます。そうしたものにつきましても、製品の代替化を進める、あるいは人体影響が懸念される化学物質の使用量を抑制していくということが必要だろうという記載をしております。それから、特に次世代、子供への影響が懸念されますので、これに着目いたしました化学物質対策を促進していくということについて記載をしております。

3つ目の柱でございまして、これは水質・土壌汚染の防止と回復と書いてございますが、いわゆる環境の負の遺産と申しますか、既に汚染されてしまった土壌でございまして、あるいは生まれてしまったPCB廃棄物、これの管理を強化し、さらに適正な処理を促進していくという内容について記載してあります。

次が5ページでございます。第1章の3つ目の柱でございまして、「騒音・振動等の防止」という内容でございます。ここでは3つの目標を掲げてございます。

まず、道路交通騒音ですが、これにつきましては、2015年度までに住居系地域におけるすべての測定地点において夜間の騒音を要請限度以下にする。また、道路交通振動につきましましては、要請限度以下の状態を維持するとともに、一層の低減を図るという目標でございます。

2つ目でございまして、航空機騒音につきましては、「航空機騒音に関する環境基準」及び「小規模飛行場環境保全暫定指針」の達成を目指すという内容でございます。

3点目は、鉄道でございまして、新幹線の鉄道騒音については、「新幹線騒音に係る環境基準」の達成を目指すとともに、在来鉄道の新設または大規模改良に際しては、これに関する指針に基づきまして騒音問題の未然防止に努めるという目標を提起しております。

これらを具体化した施策の方向でございまして、ここはかなり細かく対処法を書いております。7つに大きく分かれています。まず、1番の道路交通騒音・振動の防止に関しましては、発生源対策を進めること、交通対策によりまして騒音振動の低減を図るというようなことでございます。特に東京都が独自に取り組んでおりますのは、優先的対策道路区間という区間を決めまして、ここで集中的に施策を進めているわけでございますが、この区間をさらに拡大をしていくというふうな方針を出しております。

2番から5番までございまして、航空機騒音、鉄道騒音、工場・事業場、建設作業、悪臭の防止、これにつきましては、それぞれ関係機関、事業者へ要請を行っていくこと、既存の法律、条例等に基づく規制を行っていく。こういう内容について記載してあります。

6番目は、低周波音と電磁波でございまして、これは新しい環境問題でございまして、まだ十分に情報がございませんので、実態把握や知見の収集を進めていくという内容について記載をしております。

7番目が、日照障害、風害、電波障害、光害ということで、都市づくりということとや関連の深い部分でございますが、これはそれぞれ法律、条例等によりまして日照障害の低減を図ること、建築物の適正な配置等によりまして風害対策を行う等々について記載をしております。

6ページからが大きな2つ目の柱でございます「都市と地球の持続可能性の確保」という部分でございます。ここでは3つの節に分かれておりまして、地球の温暖化、ヒートアイランド、廃棄物と、この3つの内容について記載をしております。

まず、「地球温暖化の防止」でございます。ここでは目標でございますけれども、これも中間のまとめで提起いたしましたし、東京構想2000の中で提起をされていることでございますが、それを踏襲いたしまして、2010年度における東京の温室効果ガス排出量を、1990年度比で6%削減するという目標を掲げております。

施策の方向といたしましては、4つ提起をしております。第1が、エネルギー需要マネジメントということでございまして、まず使っているエネルギーを減らしていく、省エネルギーに関する部分でございます。最初の2つは、今般、条例で制定をいたしましたものでございまして、1つは、新しい建築物への省エネルギー設計を義務化したという部分でございます。2つ目は、事業活動につきまして、大規模事業者につきましては、温暖化対策計画書を出してもらうという制度を環境確保条例でつくりました。この2つの制度が来年度から本格実施をいたしますもので、この執行を図っていくというようなことございます。

さらに、東京では、自動車の寄与も温室効果ガスが大きいものですから、交通需要マネジメントによりまして自動車交通量の抑制を図っていくという内容でございます。家庭部門に関しましては、省エネラベリング制度の強化などを図っていくという内容について記載をしております。

2つ目が、自然エネルギーなどの導入と活用であり、自然エネルギーの導入や未利用エネルギーの活用があるということでございますが、これについて記載をしております。ここで例示に挙げましたのは、グリーン電力証書、これは民間が自主的に始めた取組でございますが、こういった取組を支援していくこと、さらに、臨海地域等で風力発電でございますとか、新しい自然エネルギー施設のパイロット的な導入をしていくということについて記載をしております。

3点目が、経済的手法の検討ということでございまして、我が国ではまだ検討が遅れておりますが、ヨーロッパでは大変多くの国で炭素税、温暖化対策を目的とした環境税が導入されております。これを地方環境税としても検討していくことが必要だろうという指摘をしております。

4点目は、二酸化炭素以外の温室効果ガス対策でございまして、特にフロンにつきましては、フロン対策として、昨年環境確保条例でも規定いたしましたので、これを活用いたしまして、温暖化対策としても代替フロンの適正回収を推進していくという内容について

て記載しております。

続きまして、第2節が「ヒートアイランド対策の展開」ということでございます。このヒートアイランドの問題を非常に大きく扱ったのが今回の環境基本計画の1つの特徴かなとも思いますが、目標といたしましては、2015年度までに熱帯夜の発生日数を30.4日、これは現在の5年移動平均でございますが、これを20日程度に減少させるという目標でございます。

施策の方向につきましては、3つのレベルで記載をしております、1つが、都市レベルの対策ということでございます。まず、モニタリングの強化をしていくこととございます。それから、大規模な緑のネットワークを設けまして、都市を冷やす機能を持つ場所を増やしていくということ、河川周辺の建築物におきまして、風の道に配慮をしていくということ、区部に残された自然環境の確保、こうした内容について記載をしています。

7ページでございます。

2つ目のレベルは、建築物、街区レベルの熱環境対策を進めていくという部分でございます。ヒートアイランドの原因は、幾つか大きなものがあるわけでございますが、1つは、使用するエネルギーが増えるという問題があるわけでございますが、もう1つは、地表面の性質が変わりまして、水の蒸散作用がなくなってしまう。コンクリートやアスファルトで覆われてしましまして都市が暑くなるということがございますので、ここではその対策について記載をしております。

1つは、敷地で、例えば、駐車場なども芝生等を使いました新しい手法を導入していくということ。道路につきましても、保水性舗装でございますとか、そうしたものを導入していくこと。建築物につきましても、屋上緑化は当然ですが、同時に反射性の高い素材を使いまして、建築物に熱がたまらない、そのような方法を提起しております。

大きな3点目が、建築物における省エネルギー対策でございますが、ここは先ほど温暖化でも述べました環境確保条例に基づきます環境計画書制度を使っていくこと、それから、通風、採光等の自然エネルギーをさらに使っていく、そういうことについて記載をしております。

続きまして、第3節が3つ目の柱でございますけれども、「廃棄物の発生抑制・リサイクルと適正な処理の推進」という部分でございます。ここは4つの目標を掲げてございまして、まず第1番目が、産業廃棄物の最終処分量ということで、2005年度までに、1999年度比で5割減らしていくんだという目標を掲げております。

2番目に、一般廃棄物につきましても、同様に2005年度までに、1999年度比で3割削減をしていくという目標を掲げています。これは廃棄物処理計画の中でも掲げている目標でございます。

3番目に、不法投棄などの不適正処理をなくしていくという目標。

4番目に、有害廃棄物の適正管理と適正処理の体制を整備するという目標を掲げておりまして、以上4本の目標をここで提起しております。

これらの施策の方向でございますが、3つございます。

1つ目は、廃棄物の発生抑制・リサイクルということで、事業者による自己回収を進めていくこと。産業廃棄物対策といたしまして、建築物の長寿命化でございますとか、リサイクルを推進していくこと、一般廃棄物対策といたしましては、区市町村への支援を行っていくことについて記載をしております。

2つ目は、中間処理・最終処分の推進でございます、それぞれ信頼性の高い形で産業廃棄物の処理施設整備を促進していく。一般廃棄物につきましても技術的な支援をしていくという内容について記載をしております。

3つ目は、不法投棄など不適正処理の撲滅でございます、産業廃棄物に係る規制、監視体制を強化していくという方針を出しております。

8ページから大きな3つ目の柱でございます、「自然環境の保全と再生」という目標でございます。

まず第1節でございますが、「緑の保全と再生」という部分でございます。ここでは3つの目標を掲げておりまして、まず第1は、自然林はできる限り保全していく。人工林は計画的な間伐等の実施を行いまして、混交林化の推進などによりまして、公益的機能の回復を目指していく。丘陵地の雑木林につきましても保全をしていくという目標を掲げております。

2つ目、3つ目は、それらを数量化した目標でございますが、多摩におきましては、2015年度におきましても、現状のみどり率約80%を維持していくという目標を提起しております。一方、区部につきましては、2015年度までに、現在の29%を約1割増やしまして、32%にしていくという目標を提起しております。

施策の方向でございますが、2つに分けておりまして、1つは、まず多摩の森林とか、丘陵地の保全を行っていくこと、森林管理の新しい取組等を進めていくことについて記載をしております。2つ目は、市街地における緑の回復と農地の保全という事項について記載をしております。

第2節は、「水質の保全と水循環・水辺環境の再生」ということございまして、多摩川などの河川や東京湾の水質を改善して、魚類が住みやすく、都民が安心して水遊びができる環境を目指すという目標をはじめとしまして、記載のような4つの目標を提起しております。

9ページでございます。

施策の方向でございますけれども、3つ提起をしております。まず「河川・海域における水質の保全」ということございまして、合併浄化槽の普及などの生活排水対策、窒素、燐の総量削減等の問題について、あるいは、非特定汚染源対策の推進ということにつきまして記載をしております。2つ目が「水循環の再生」ということございまして、雨水浸透ますの設置による地下水のかん養、環境用水の導入による河川水量の確保等について記載をしております。3つ目が「水辺環境の保全と再生」ということございまして、うる

おいのある公園と水辺の整備、湧水などの保全という内容について記載をしております。

自然環境の保全と再生の3つ目の柱でございますが、「生物多様性の確保と自然とのふれあい」ということございまして、目標といたしましては、2015年度までに特に必要性の高いものにつきまして、自然保護条例に基づきまして「種の指定」と「保護区の指定」をしていくという目標でございます。

施策の方向といたしましては、3つ掲げてございます。1つが、「生物多様性の確保」ということで、今申し上げました種の指定や保護区の指定を行っていく、それから、自然な状態では個体数の回復が困難なものにつきましては、飼育や繁殖をしていくということが記載されています。2点目は、「環境と観光の調和」ということで、エコツーリズムの展開について、3点目には、「生活の中での身近な自然の回復」という内容について記載をしております。以上が第2部の主な内容でございます。

10ページをごらんください。10ページ、11ページが第3部でございますけれども、「環境の危機克服に向けた行動を推進する仕組み」という部分でございます。これを7つの切り口から提起しております。

まず、第1節が「環境配慮を優先した都市づくりの推進」という部分でございます。最初が「環境都市基盤」の整備」ということございまして、これは従来からの都市基盤に加えまして、自然エネルギー施設等を「環境都市基盤」という新しい概念をつくりまして整備を促進していく必要があるということでございます。それから、環境アセスメント制度の推進、建築物の環境配慮の仕組み等について記載をしております。

第2節が、「経済的手法の活用」ということございまして、ここでは先ほども申し上げました地方税としての環境税を検討していく必要があるということ、再度ここで提起しております。

第3節でございますが、「環境産業の育成」ということございまして、環境規制が強まっております、それをあえてビジネスチャンスとしてさまざまな新しい産業が生まれてきております。これらの環境産業が発展いたしますと、かえって環境規制を支えるという役割も果たしますので、これら環境政策の方向性を示しまして、環境産業を育成していく必要があるという指摘をしています。

第4節が、「首都圏連携と広域自治体としての役割」ということございまして、首都圏レベルでの広域連携を進めていくこと、区市町村の取組を支援していく必要があるという内容について記載をしております。

11ページでございますが、第5節でございますが、「情報受発信機能の強化とパートナーシップの推進」ということで、パートナーシップを強めていく前提といたしましても、情報の発信を強めていく必要がある。さらに一方では、政策形成のためにも情報の収集を強化していく必要があるという内容について記載をしております。2点目は、都民、NPO等とのパートナーシップの推進、3点目は、環境学習の推進という内容について記載しています。

第6節が、「調査・研究の充実とモニタリング機能の有効活用」という部分でございまして、環境科学研究所などの試験研究機関と民間企業等との共同研究を実施していくことや、モニタリング機能の有効活用を図っていく、こうした内容を記載しています。

第7節は、「率先行動の拡大」でございまして、東京都は既にISO14001の取得でございまして、率先行動計画の策定などをしておりますが、これらをさらに発展いたしまして、民間企業に働きかけをしていくという内容について記載しています。

12ページが第4の柱でございまして、「環境の保全に関する配慮の指針」という内容でございまして。これは先ほど花木座長からご紹介がございましたが、環境基本計画は環境基本条例に基づいて策定しておりますが、環境基本条例の中でこうした配慮の指針を設けなさいということが条例事項で決まっております。どのようなものか申し上げますと、これは、すべての主体が、事業活動や日常生活のあらゆる局面において、環境面から配慮すべき基本的事項を明らかにするというものでございます。

今回はこの配慮の指針を2つに分けて、1つは、都市づくりにかかわる配慮の指針ということで、都市づくりに関して必要な事項につきまして、大きな基本的な内容について提起をしております。これらを今後各部局におきまして計画の策定や事業を行う際の指針にしていく、あるいは、取組状況を報告していく、それから、環境アセスメント制度と連携していくというような形で記載しております。

もう1つが、「全般的な環境保全にかかわる配慮の指針」ということでございます。都民や事業者の日常の生活、あるいは一般的な事業活動というものに関しましても配慮が必要になるわけでございますが、これは前回の基本計画では、配慮を細かく記載したわけでございますが、それ以降、既に個別の計画等で実際その配慮の指針にかかわるようなことが書かれておりますので、今回は基本的事項だけを記載いたしまして、既存の指針を引用する、参照していくというふうな記載になっております。

第5部は、「計画の点検と見直し」ということでございまして、進捗状況の把握と結果の公表をしていく、定期的な見直しを図っていくべきであるということ、それから、全庁的な推進体制の構築と必要な財政措置を図ることが必要であるというふうな記載をしております。以上、非常に雑駁でございまして、第1部から第5部の内容についてご説明を終わりました。

最後に、以上の中身を体系図でもう一度整理をしております、健康で安全な環境の確保という基本理念のもとに、3つの基本目標ごとに施策が細分化されているということでございます。説明は以上でございます。

○横山会長 ありがとうございます。

磯部先生、よろしいですか。

○磯部委員 一言よろしいですか。

今、ご説明いただいた内容の答申案を企画政策部会としてお示しするわけですが、一言念のため補足するならば、今、一番最後の色刷りの環境施策の体系と題する図を見て

いて思ったのですけれど、都の環境施策は決してこれだけだと、全部という意味での体系図ではございません。と申しますか、ここの環境審議会として答申するこの中身がそのまま行政計画としての環境基本計画になるということではありません。現在の環境基本計画を作成したときは、最初だったせいもあったのかもしれませんが、審議会での行政計画としての環境基本計画のいわば原文、原案みたいなものをつくったということになっておりましたけれど、今回はそうではなくて、あくまで環境審議会企画政策部会としては、それは網羅的、体系的であるよりは、ほんとうに当面重点を置かなければならない重要な施策にアクセントを置いて書いたということですので、これが書いていないじゃないかとか、まだほかにもあるじゃないかということはもちろんあるかと思うのですけれど、そういう体系性、網羅性は、行政計画としての環境基本計画をつくるところで一定の補完等がなされるであろうということによろしいですね。そういうふうにとちょっと補足を申し上げたいと思います。

○大野企画課長 そのとおりでございます。きょう、もしご答申がいただければ、それを踏まえまして行政計画としての環境基本計画を発表していくということです。

○横山会長 ありがとうございます。

今、大野課長から概略ご説明いただきました。また、磯部委員から、この報告書の持つ意味について追加の説明をいただいたところでございます。

それでは、第1部から第5部までこの中身は分かれています。何分にもそうそう時間があるわけではございませんので、どこからの切り口でも結構でございますので、ご意見がございましたらばいただきたいと思っております。できれば、第1部あたりから始めていって、だんだんと後ろのほうに行くのがよろしいのですが、どうぞご自由にご意見等あればいただきたいと思っております。

企画政策部会も先日行われまして、あのときは2時間半ぐらいの長い間のご討議で、非常にいろいろとご意見をいただき、それが本日の報告書に採用されていると思っております。かなりの数の委員は企画政策部会にもご出席ではございましたが、ダブったことは発言しないようにとは申しませんので、また特に強調したいご意見がございましたらばいただきたいと思っております。

かえってご発言しにくいと思っておりますので最初から参ります。

今、ご説明いただいた第1部あたり、基本的な問題のことについて、改めてご意見ございますでしょうか。

東京都の掲げる基本理念は、ここに書いてございます「健康で安全な環境の確保と持続可能な社会への変革を、東京から実現する」ということ、極めて高い理念を考えておるわけでございます。前の基本計画では、「環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な東京」というのが基本理念でございました。念のため追加しておきます。

それでは、第1部はまあまあということで、では、第2部、それぞれの分野ごとにご意見等ございましたらばいただきたいと思っております。

では、お願いいたします。

○岸委員 申しわけありません。事情で遅刻してきましたが、いただいた資料を既に読んでいるんですけども、2つ確認の意味ですけど、65 ページの非特定汚染源対策というところに、「非特定汚染源（面源）」と入れていただいたんですけども、これは教えていただければそれで結構なんですけれども、面源汚染という言い方を河川管理者などと話している一般的な使っているようなんですけども、非特定汚染源というのと、面源汚染というのと、行政的に同じ使い方をしているのか、どうしてこう2つあるのかをちょっと教えていただけるとありがたい。

それから、84 ページの土地利用図ですけども、これはこの間の議論のとおり直していただいたようですが、林野、農地等の色が、白と黄色とちょっとわかりにくいところもあるので、最終的な報告になるときにはきれいな色で塗っていただきたいなと思います。

○大野企画課長 お答え申し上げます。

まず、用語のことでございますけれども、東京都では、従来から「非特定汚染源」という言葉を使っております、国の審議会等で「面源」という言葉を使っているようでございますが、基本的に同じというふうに考えております。

それからもう1つ、図面でございますけれども、現在の図はコピーということでございますが、実際に行政版をつくり出すときにはちゃんと印刷屋に出しますので、もう少しきれいな色が入ると思います。

○横山会長 よろしいですか。はい、お願いいたします。

○花木委員 単に全体の構成のことなんですけど、さっきの1枚の絵がございましたよね。本体では6ページに書いてあるんですけども、これが文章のほうでは引用されていないのかなと思うんですけども、これは第1部ですか、第2部、それとも全体にかかる絵なのか。一番最初に入れるのがいいのか、最後に入れるのがいいのか、その辺は最終的にはどんなふうに。この場所にやっぱり入ることがよろしいのでしょうか。

○大野企画課長 これは本編の一部と申しますか、わかりやすくするための参考と申しますか、そういうことでございますので、基本的には全体のものを先にお示するという意味で、現在の位置がいいのではないかと考えております。

○花木委員 現在の位置というのは、1部と2部の間。

○大野企画課長 ええ、1部と2部の間でございます。

○横山会長 花木先生、よろしいですか。

○花木委員 はい。

○横山会長 それでは、第3部に移りましょう。環境の危機克服に向けた行動を推進する仕組みということでございますが、この点につきまして、ご意見ご追加等々ございましたら、よろしくお願いいたします。

○磯部委員 私の立場からまことに申し上げにくいんですけど、74 ページの環境税の最後のところで、「今後さらに検討が進められるべきである」という表現、前からこうなってい

たのかもしれないですけども、一般論として、今後さらに検討を進められるという役所の文章であると、かなり消極的なニュアンスで受けとる場合もあるんじゃないかと思うんですが、東京都の場合、決してそうではないですよ。今後一層積極的にというか、「さらに」がちょっと気になったんですが、前からこうだったんですか。

○大野企画課長 ええ、ここは中間のまとめからこのとおりでございます。前段にかなり東京都が率先してやっていく必要性を書いておりますので、そこと合わせて見ていただければ、そういう消極的ニュアンスはないのではなかろうかと思っております。

○磯部委員 私、たまたま都税調で、今、環境税の積極的な検討をしております。

○赤星環境局長 先生が、そういうふうに受けとられますと、私どもの本意ではございませんので、この「さらに」というのをとらせていただければ、先生のほうでお決めいただければ結構でございます。

○磯部委員 いや、とっちゃうと「今後検討」もよくない。

○赤星環境局長 あるいは、「一層」とか、何か言葉を入れていただくなれば、それは先生のほうでこの言葉が、「さらに」というので消極的にとられては私どもも若干困りますので。

○磯部委員 「今後さらに積極的な検討が」がよろしいでしょう。

○横山会長 今、磯部委員からのご発言が、地方税のほうのところの一部字句が追加になりますが、きょうはちょっと時間がございませんので、改めてプリントをとるといことはお許し願って、答申は手書きでということにさせていただいて、委員には追加したものをまた改めてお配りするということにさせていただいてよろしいでしょうか。一応、本日のところは、この報告書に手書きで入れておいてください。

それでは、第4部に移りましょう。環境配慮の指針でございますが、このことについて、ご意見等ございましたらお願いします。

それでは、第5部いかがでございますでしょうか。この概要版では極めて短く、2行しか書いてございませんけれども。

それでは、もう一度全部にかかわりましていかがでございますでしょうか。この東京都の環境基本計画は、今後の東京都の環境行政の骨格になるものと思います。その意味で極めて意義の高いものだと思いますが、改めて全体を見渡しまして、おそらく各委員、あらかじめ事務局のほうにもう既にご意見を提出いただいておりますので、改めて発言することはないというふうなお考えかとは思いますが、先ほど申しましたように、ダブっても構いませんので、もし何かご発言があるならばどうぞ。

○松尾委員 基本的にはいろいろな意味でよくできているということで黙っているんだと思うんですが、非常にマイナーなことですが、最終的に印刷になるときに、年号が平成だけだったり、大体は西暦と平成があったり、昭和が併記してあります。部分的には、例えば、この概要版でも、最初のページは平成9年3月になっていて、次のページは2015年になっていて、その次からは2010（平成22）年となりますね。そういう形式的なこと、本文のほうも、最初のほうは平成ですが、途中から2000年でとってきまして、もし印

刷の段階で校正されたら、もう少し読みやすくなるかなと思ったりします。

それからあと、点が1つだけ出ていたりとか、形式上の問題ですが、ちょっと気になりましたので、もし印刷のときなんかはご指示いただけたらいいのではないかと思います。

中身についてはよくまとまっていると思います。

○横山会長 ありがとうございます。

では、ひとつ最終印刷に回すときには、そこら辺の年号の件を注意していただき、松尾委員のご意見は内容に対するものではございませんので、本日は一応そういうふうに承らせていただきます。

どうぞ。

○内山委員 非常に私も細かいところなんですけど、9ページの一番上のベンゼンは、急性症状として麻酔作用があるというところ、麻酔作用というのはちょっと科学的ではないと思うので、要は、中枢神経作用とか。麻酔作用とはちょっとベンゼンは違うと思いますが。

○横山会長 昔の本でしたら、やっぱりアネステックアクションという言葉があったと思います。

○内山委員 そうですか。

○横山会長 はい。

○内山委員 間違いではなくて？

○横山会長 間違いではないと思うんですけども。今、内山委員の言ったほうが少し意味が広いかと思います。かなり、私たちの代ではそうなっていました。何か積極的にやっぱりこれは変えなければまずいということがございますか。

○内山委員 普通は今、中枢神経作用というふうに官庁とか、そういうところでは使っていると思います。ベンゼンに麻酔作用があるというふうには普通は今使われていないのではないかと思います。印刷のときにもし直るなら……。ちょっと私も調べてみますから、それをまた事務局のほうにお伝えします。

○横山会長 今、内山委員がご指摘になったと同じようなことが、あるいはほかの分野でもあるかもしれません。内容に本質的にかかわるものでない場合、字句的な訂正は、これはひとつ事務局のほうにお任せということで、またもちろんあるいは必要があれば私と事務局と相談いたしますけれども、そういうことで進めさせていただきたいと思っておりますけれども。

私は、もともとこれは急性作用なので書く必要はないと思ったんですけども、わざわざ書いたものを消すこともないだろうと思ってこのままにしてありましたが。

ほかにどなたかありますか。

○岸委員 内容とは関係ないんですけども、最終的にまとめる場合、あるいは普及版のパンフレットをつくる機会があるかと思いますが、その場合、ちょっと欲張ったお願いなんですけれども、せっかくきれいなランドスケープマップを入れていただきましたので、緑の東京計画と同じように東京都を含めた周辺のランドスケープマップも入れていただき

たい。東京がどこにあるかというのは日本人は大体知っているんですけども、日本語の読める外国人が見るかもしれませんので、やっぱり日本列島の首都圏のどこに東京都があるかぐらいはわかる地図がついていて、今後のときにはよいだらうと思うんです。配慮していただきたい。

○横山会長 どうぞ。

○小倉委員 市民参加の件なんですけれども、市民参加は第3部の環境の危機克服に向けた行動を推進する仕組みの中で、都民とパートナーシップを組んで推進するという形で最後にまとまっていると思うんです。それは結構なんですけれども、それぞれの第2部等で、例えば、67 ページに水辺環境の保全と再生というところで、湧水などの保全、身近な水辺環境の回復というところに、地元の自治体と連携しながらという言葉があるんですけども、本来だったら、住民も含めたような形で連携する、そういうニュアンスをぜひ、文章をいまさら変えなくてもいいと思うんですけれども、そういうニュアンスを含んでいるんだということをはっきりさせておいていただいたほうがいいのではないかと思います。以上です。

○大野企画課長 住民NPOとの連携は非常に重要視しておりますので、ここではそうした意味も含めて理解をしたいと思っています。

○横山会長 どうぞ。

○坂本委員 まず簡単なほうは、図表の下の注のところ、コロンがあるとか、ないとかいろいろあるということですが。

それ以外に1つ気にかかることは、ディーゼル車の件について非常に明確に2000何年ごろにはサルファがどのくらいになるとか、そういうものを推進指導するんだということを言っていますね。そうすると、あるところでは、PMとか、NO_xの関係でやっているんですけども、もうそのころになってくれば、実は温暖化ガスの配慮を考えたら、そっちのほうがよくなくなる。その辺がどこかで何か現状の、これは今ここでこれを変えるということではないんですけども、いろいろな説明をする際に、先のほうのことを見た形のものをごどこかにつけ加えておいたほうが、後になって非常に説明が合理的にできるのではないかと、そういう気がいたしました。

○横山会長 これはそもそものディーゼルの問題から検討の大きな問題にはなっているわけなんですけれども、都としては、とにかくディーゼルの健康影響にまず立ち向かうというのがディーゼルの作戦であったと思うんですが。

○坂本委員 今、私が申し上げたのは、今の問題というよりは、この中に、例えば、何年ごろに、サルファが50ppmから10ppm、世界の趨勢がそうなっている。そういうような形で考えた場合に、要は、その時点ではそういうものが解決してきたときになってくわけで、そうすると、そういうときには、むしろCO₂対策を考えたら、ディーゼルを使ったほうがいいケースというのが出てくるわけですね。それが逆に全部、今こういう政策を、今の現状のあれからすれば非常に勧めるし、わかるからやっているんですけども、そうい

うものも消してしまうおそれがないかということの心配です。

○大野企画課長 私どもは、2年前からディーゼルNO作戦を始めまして、当初からヨーロッパではディーゼル車は地球環境にもいいんだというような意見もあったようですが、私どもが申し上げましたのは、確かにヨーロッパではそうであるかもしれないけれども、現状の日本のディーゼルは非常に汚いんだということを端的に申し上げまして、それによってようやく燃料の低硫黄化、それからディーゼル車につきましても浄化の方向がようやく見えてきたというところだと思います。まだ現実化はしておりませんので、現時点におきましては、この自動車公害対策の第1番目にディーゼル車規制の徹底ということが書かれておりますように、まず現在の方針を徹底する、これが第一であろうと思います。

ただ、その先に今後の配慮といたしましては、今、ご指摘あったと思いますが、それについては今後の課題として念頭に置いておりますので、現在のところでご理解願えればと思います。

○横山会長 非常に大事な問題でございますけれども、今、大野課長のご発言のとおりだと思いますので、坂本委員の意図するところは十分に都のほうでも受けとって、いろいろとこれからのお仕事に役立てるものだと思います。

それでは、いろいろとご意見をいただきましたが、ご発言もそろそろないようでございますので、ここで一応終わらせていただきますが、先ほどのように、地方税のところ「積極的な」という言葉が入ります。それと、一、二、あるいは字句的な訂正があるかもしれませんが、本日は、「積極的な」ということを手書きで入れた上で、この東京都環境基本計画のあり方について、資料2でございますが、この内容につきましてご了承いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございました。

それでは、この基本計画のあり方については、本審議会からの答申として採用させていただきます。

きょう、局長が来ていらっしゃいますので、局長に私からこの答申を提出させていただきます。

答申でございます。

(答申書手交)

○赤星環境局長 ありがとうございます。

○横山会長 それでは、ここで局長からお礼の言葉がいただけるようでございます。

○赤星環境局長 環境局長の赤星でございます。

本日は、大変お忙しい中、また夜分にもかかわらずご出席、また貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。

ただいま横山会長から答申をちょうだいいたしました。この東京都環境基本計画のあり方につきましてということで、昨年12月の諮問以来、総会を3回、企画政策部会、分科会を合わせて10回、集中的にご審議をいただき、この間、東京都が抱えます環境の諸課題に対しまして、1年にわたりまして委員の皆様方から、ご専門の立場から貴重なご提言をいただきました。この貴重なご提言を踏まえまして本日の答申となったわけでございます。厚く御礼申し上げたいと思います。

地球規模での環境問題を含め、東京の直面いたします環境危機を克服するためには、都がまず国に先んじて先駆的な施策の展開を図っていくことが、現在求められているのではないかと思います。

都といたしましては、ただいまいただきました答申を早速知事にお伝えし、この答申を踏まえまして、早期に東京都の環境基本計画の改定を行いたいと思います。

先ほど会長からもお話がございましたが、これを将来、東京都の環境行政の骨格として活用させていただきたいと思っております。

皆様方のこれまでのご審議に対しまして、重ねて感謝申し上げますとともに、今後とも都の環境行政にお力添えをいただきますようお願いいたします。簡単ではございますが、お礼のあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

○横山会長 それでは、私からも一言御礼を申し上げさせていただきます。

審議会の委員におかれましては、長い間、この東京都の環境基本計画の見直しにつきましてお力をいただきましたこと、心から御礼申し上げます。

中でも企画政策部会、また環境基本計画分科会のメンバーの方、ほんとうにご苦労さまでございました。さらに環境局の職員の皆様方、ほんとうに長い間、ご苦労さまでございました。私、思いますに、この本日の答申と申しますか、報告書の内容は、先ほど松尾委員からもいただきましたが、その内容的には私はかなり高度なものが皆さん方のお力ででき上がったものと思っております。このでき上がりを皆さんとともにお祝いしたいと思います。ほんとうに長い間、ありがとうございます。

それでは、議事の2、その他に入りますが、特に各委員のほうから何か、この審議会はそんなにたびたび行われるものではございませんので、何かご提案等ございますでしょうか。

それでは、事務局、何かございますでしょうか。

○木村計画担当課長 特にございません。

○横山会長 それでは、以上をもちまして第19回の環境審議会を、これで終わらせていただきます。どうもご苦労さまでございました。

